

## 訪問看護重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

法人名称	合同会社 福禄寿
代表者氏名	代表社員 渡辺 匡人
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒581-0056 大阪府八尾市南太子堂5丁目5番7号 TEL: 06-7175-1115 FAX: 06-7635-8455
法人設立年月日	2020年9月8日

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### 1) 事業所の所在地など

事業所名称	ちむ訪問看護ステーション
介護保険指定事業所番号	大阪府指定 ( 2765890591 )
事業所所在地	大阪市西成区萩之茶屋2-6-9 UB Office C号室
連絡先 相談担当者名	TEL: 06-7175-1115 FAX: 06-7635-8422 渡辺 匡人
事業所の通常の 事業の実施地域	西成区・浪速区・阿倍野区・天王寺区、東住吉区

#### 2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	合同会社福禄寿が設置するちむ訪問看護ステーション（以下「事業」という）において実施する指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1 事業所が実施する事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情

	<p>報の提供を行うものとする。</p> <p>6 前5項の他「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第26号）に定める内容を尊守し、事業を実施するものとする。</p>
--	---

### 3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日、祝日。日曜日は応相談。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。（左記以外営業日、営業時間のほか、電話等により24時間対応が可能な体制とする）

### 4) 事業所の職員体制

管理者	渡辺 匡人	
-----	-------	--

職種	人員区分		職務の内容
	常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1		所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括します。
訪問看護職員等	2	2	主治の医師の指示のもと、利用者の状態に合わせ必要に応じたサービスを提供します。
事務職員等	0	0	事務業務及び事務職務の連絡等を行います。

### 3 提供するサービスの内容について

- 1) 病状、障害の観察、健康相談(血圧・熱・呼吸・脈拍の測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備など)
- 2) 日常生活の看護(清拭・洗髪等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など)
- 3) 医師の指示による医療処置(褥瘡などの処置、吸引、人工呼吸・胃瘻・在宅酸素・留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談)
- 4) 認知症の看護(認知症の介護相談、悪化防止、事故防止の助言)
- 5) 精神的支援をはじめ総合的な看護
- 6) 住まいの療養環境の調整と支援
- 7) 苦痛の緩和と看護
- 8) その他、医師の指示に基づく医療処置

### 4 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 3) 利用者の同居家族に対するサービス提供

- 4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 6) 利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 5 守秘義務

- 1) 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- 2) 事業所は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- 3) 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の訪問看護計画立案のためのサービス担当者会議並びに主治医等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- 4) 1)にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

## 6 事故・急変時の対応方法について

サービス提供中の病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じます。ほか利用者が予め指定する緊急時連絡先へも連絡をおこないます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：東京海上日動賠償保険会社
保険名：賠償保険
補償の概要：3億円

## 7 提供するサービスの利用料について

詳細は別紙参照

### 1) 介護保険適用分

訪問看護サービスが介護保険の適用を受ける場合、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証に基づいて利用料をお支払い頂きます。負担額によって利用料は異なります。

【基本部分】

所要時間	要介護負担額(1割)	要支援負担額(1割)
20分未満	349円	336円
30分未満	523円	501円
30分以上1時間未満	915円	882円
1時間以上1時間半未満	1254円	1215円

※早朝（6:00～8:00）・夜間（18:00～20:00）の場合は、上記の25%、深夜（22:00～6:00）

の場合は、50%の加算。

【加算】

加 算	利用料	利用者負担額	算 定 回 数 等
緊急時訪問看護加算	6,382円	639円	1月に1回
特別管理加算（Ⅰ）	5,560円	556円	1月に1回
特別管理加算（Ⅱ）	2,780円	278円	1月に1回
初回加算	3,336円	334円	初回のみ
退院時共同指導加算	6,672円	668円	1回当たり
看護介護職員連携強化加算	2,780円	278円	1月に1回

2) 医療保険適用分

診療報酬により計算します。利用料金の詳細は別紙参照

診療内容	算定回数等	診療点数
訪問看護管理療養費	月の初日訪問	7,440円
訪問看護管理療養費	2日目以降	3,000円
訪問看護基本療養費 1日につき	週3日目まで	5,550円
	週4日目以降	6,550円
難病等複数回訪問看護加算	1日に2回の場合	4,500円
	1日に3回の場合	8,000円
複数名訪問看護加算	週1日	4,500円
夜間・早朝訪問看護加算	1回につき	2,100円
深夜訪問看護加算	1回につき	4,200円
24時間対応体制加算	月1回	6,400円
特別管理加算Ⅰ	月1回	5,000円
特別管理加算Ⅱ	月1回	2,500円
退院支援指導加算	退院日以降の初回訪問時	6,000円
ターミナルケア加算	死亡時1回	25,000円
訪問看護情報提供療養費	月1回	1,500円

### 3) その他の料金

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させて頂きます。	
	6時間前までの連絡の場合	キャンセル料は不要です
	6時間前までに連絡がない場合	1提供あたり500円

但し、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません。

### 4) 費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者へお届けします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、現金にてお支払い下さい。 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

### 8 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者ご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 渡辺 匠人 イ 連絡先電話番号 06-7175-1115 同FAX番号 06-7635-8455 ウ 受付日及び受付時間 月～土 8:30～17:30
--	--

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

### 9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- 成年後見制度の利用を支援します。
- 苦情解決体制を整備しています。

- 4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 5) 介護相談員を受入れます。
- 6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止担当者・責任者： 管理者 渡辺匡人

#### 10 事業継続計画[BCP]に関する事項)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- ・ 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- ・ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 11 感染症対策に関する事項

事業所は、事業内外での感染症の発生および蔓延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じるものとする。

- ・ 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を年1回もしくは感染症流行時適宜 行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努める。
- ・ 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定める
- ・ 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。

感染症対策担当者・責任者： 管理者 渡辺匡人

#### 12 サービス提供の記録

- 1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- 2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から3年間保存します。
- 3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 1 2 サービス提供に関する相談、苦情について

### 1) 苦情処理の体制

提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

#### ①苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ちむ訪問看護ステーション	所在地 大阪市西成区萩之茶屋 2-6-9 UB Office C 電話 06-7175-1115 FAX 06-7635-8455 受付時間 日曜以外 8:30~17:00
【市町村（保険者）の窓口】 西成区役所／保健福祉課／介護保険	所在地 大阪市西成区岸里1丁目5番20号 電話番号 06-6659-9859 FAX 06-6659-9468 受付時間 平日 9:00~17:00
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1-3-8 電話番号 06-6949-5418 FAX 06-6949-5417 受付時間 平日 9:00~17:00

## 1 3 重要事項説明の年月日

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事 業 者	所 在 地	大阪府八尾市南太子堂 5-5-7
	法 人 名	合同会社 福禄寿
	代 表 者 名	代表社員 渡辺 匡人
	事 業 所 名	ちむ訪問看護ステーション
	説 明 者 氏 名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	